福井県官民データ活用推進計画 骨子(案)の概要

令和2年12月10日 統 計 情 報 課

1 計画の位置づけ・目的

- ・「第2次福井県情報システム最適化計画」(H23~)を更新し、**官民データ活用推進基本法**(H28施行)に基づく**官民データ活用推進計画を策定する**。 (令和2年度中の都道府県計画の策定が義務付けられている)
- ・基本法に定める施策を推進することにより、行政サービスのデジタル化を図り、県民の利便性向上や行政運営の効率化、迅速化を目指す。

2 基本法に定める施策(計画に盛り込むべき事項)

- ○行政手続きにおける情報通信技術の利用
- ○地方公共団体が保有するデータの容易な利用
- ○データの適正な利用
- ○個人番号カードの普及・活用
- ○利用機会の格差の是正
- ○情報システムの規格の整備、互換性の確保

(基本法第10条)

(# 第11条)

(# 第12条)

(# 第13条)

(# 第14条)

オープンデータ化

互換性の確保 (# 第15条)

3 計画期間

令和3年度から令和7年度まで (5年間)

4 推進体制

有識者やIT関連事業者、業界団体の助言を受け、全庁横断チームで推進

5 取組事項

(1) 行政手続きのオンライン化 (第10条関係)

- ・押印廃止、本人確認(認証)のデジタル化、添付書類の削減などを徹底し、県民が窓口に出向かずに申請の全プロセスをオンラインで完結電子申請可能手続き 現在113件 → 令和7年度末 押印廃止可能な手続きの100%電子化(件数精査中)
- ・電子決裁システム、文書管理システムを導入し、行政側の一連の業務をペーパー レスで実施し、手続きの迅速化

〈働き方改革の推進〉

- ・AI・RPAの活用による業務の自動化・効率化
- ・リモートで庁内システムが利用できる環境の整備、Web会議システム導入、サテライトオフィス設置等によるテレワーク環境の更なる推進
- ・全庁的な無線LAN導入による柔軟な執務環境の実現

(2) オープンデータの推進 (第11条、第12条関係)

- ・地域課題解決、新たなサービス創出などにつながるデータをCSV形式(自動で 読み取れる形式)で積極的に公開 オープンデータ件数 現在 209データ ⇒ 令和7年度末 県が公表する情報はすべて
- ・オープンデータやビッグデータの分析による行政施策の検証、運営
- ・個人情報の匿名化など、データ活用時の個人情報保護の推進

(3) マイナンバーカードの普及・活用 (第13条関係)

・国の動きと合わせ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの利活用を推進し、ほぼすべての県民が取得することを目指す。
取得率 現在 17.2% ⇒ 令和4年度末 100%

(4) デジタルデバイド対策 (第14条関係)

- ・情報通信基盤格差是正のため、国の補助事業活用や民間事業者連携により、光ファイバ網を前倒しで整備
 - 高速通信利用可能世帯 現在 97.6% ⇒ 令和6年度末 100%
- ・5 G商用サービスエリアの拡大、ローカル5 Gによる地域課題解決
- ・高齢者や障がい者、外国人に配慮した情報発信

(5)情報システムに係る規格の整備および互換性確保 (第15条関係)

- ・全国基準の標準化システムの導入推進
- ・クラウドサービスの積極的な採用
- ・県内市町の標準化基幹業務システム導入の支援

6 庁内のIT人材の確保、育成

- ・データを収集・分析し、政策立案に活用することができるDX人材の確保、育成
- ・民間企業とのIT人材交流

7 セキュリティの確保

- ・情報セキュリティポリシーの遵守
- ・個人情報保護法、個人情報保護条例の遵守